

令和 7 年 8 月 6 日

お客さま 各位

東京厚生信用組合

「担保品受取証」の取り扱いについて

平素は当組合をご愛顧いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、これまで当組合では、お客さまのご預金を担保とした融資をさせていただく際には、担保として差し入れていただく預金証書等をお預かりのうえ、当組合所定の「担保品受取証」を発行し、お渡ししておりました。

この「担保品受取証」は、融資が完済等するまで、お客さまのもとで保管していただいていたりましたが、令和 7 年 8 月 15 日以降、次のとおり、取り扱いを変更させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

- 新たにご預金を担保とした融資をさせていただく際には、「担保品受取証」は発行せず、別途当組合に差し入れていただく契約書(預金・定期積金担保差入証)の写しを交付させていただきます。
- すでに発行し、お渡ししている「担保品受取証」のご返却は不要とさせていただきます。

なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが、お取引店までお問い合わせください。